

装管原第152号
27.10.1
一部改正 装管原第1720号
29.2.13
一部改正 装管原第3972号
29.3.27
一部改正 装管原第3978号
29.3.27
一部改正 装管原第6020号
31.3.13
一部改正 装管原第17392号
令和2年12月18日
一部改正 装管原第4898号
令和3年3月31日
一部改正 装管原第8702号
令和4年5月31日
一部改正 装管原第5667号
令和6年3月29日

長官官房審議官
長官官房総務官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
装備政策部長 殿
プロジェクト管理部長
技術戦略部長
調達事業部長
各地方防衛局長

防衛装備庁調達管理部長
(公 印 省 略)

防衛装備庁における過払事案処理要領に係る実施要領等について(通知)

標記について、別紙のとおり定めたので、これにより実施されたい。

添付書類：別紙

関連文書：防経装第826号(25.1.28)

写送付先：東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長、玉野防衛事務所長

配布区分：調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官、調達管理部企業調査官

防衛装備庁における過払事案処理要領に係る実施要領等について

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本実施要領は、防衛装備庁（以下「装備庁」という。）における中央調達（装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）第3条に規定する装備品等及び役務の調達をいう。）の事務において、過払事案の処理要領について（防経装第826号。25.1.28。以下「処理要領」という。）に定める過払事案（以下「事案」という。）についての統一かつ明確な処理を行うため、装備庁における特別調査、賠償請求その他の対応処置を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領における用語の意義は、処理要領及び防衛装備庁における予定価格算定事務に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第35号）に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 担当官 支出負担行為担当官（会計法（昭和22年法律第35号）第13条第3項に規定する支出負担行為担当官をいう。）又は分任支出負担行為担当官（同条第5項に規定する分任支出負担行為担当官をいう。）をいう。
- (2) 物別官 調達事業部需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部艦船調達官、調達事業部航空機調達官及び調達事業部輸入調達官をいう。
- (3) 物別室長 調達事業部需品調達官付試作・基盤強化措置室長、調達事業部需品調達官付機械車両室長、調達事業部武器調達官付弾火薬室長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長及び調達事業部輸入調達官付有償援助調達室長をいう。
- (4) 物別官室長 物別官及び物別室長をいう。
- (5) 職員 装備庁に所属する職員及び地方防衛局等に所属する職員をいう。
- (6) 地方防衛局等 北海道防衛局、北関東防衛局、南関東防衛局、近畿中部防衛局、中国四国防衛局、沖縄防衛局、東海防衛支局、長崎防衛支局、郡山防衛事務所、宇都宮防衛事務所、舞鶴防衛事務所、岐阜防衛事務所及び玉野防衛事務所をいう。
- (7) 事案対象会社 処理要領第4第2項の規定により長官へ報告された疑義案件に係る契約の相手方をいう。

第2章 処理手順

(通報)

第3条 職員は、日常の勤務、経費率調査、原価調査及び資料調査並びに原価監査その他諸情報の入手を通じ又は制度調査により、事案となり得ると思われる事実（以下「疑義案件」という。）を知り得た場合には、所属部署の長に速やかに通報するものとする。

2 前項の規定に基づき、職員より通報を受けた所属部署の長は、調達管理部調達企画課長及び調達管理部原価管理官並びに疑義案件に係る企業を契約相手方とする物別官室長（当該企業の経費率算定調書を作成した物別官室長を含む。）（以下「担当課長等」という。）に通報するものとする。

3 前項の通報を受けた場合には、調達管理部調達企画課長及び調達管理部原価管理官にあつては、調達管理部長に、物別官室長にあつては、調達事業部長に速やかに通報するものとする。

4 通報を受けた調達管理部長は、長官官房審議官及び長官に報告するものとする。
（疑義案件の確認）

第4条 担当課長等は、疑義案件が事案となり得るか確認するため、必要な調整を実施した上、当該企業に関する公表資料や取得資料等に基づき調査（製造現場等への実地調査を含む。）を実施し、その結果を調達管理部長及び調達事業部長へ報告するものとする。

2 調達管理部長は、前項の結果を長官官房審議官及び長官に報告するものとする。

第3章 会議等

（会議等の設置）

第5条 疑義案件が事案となり得る場合（処理要領第4第2項により他の機関等から長官に報告されたもののうち、装備庁が行う調達業務に関わるものを含む。）の処理に際し業務を適正かつ円滑に進めるための会議（以下「過払処理会議」という。）及びその部会を設置するものとする。

2 前項に規定する部会は、過払額の算定を適正かつ統一行的に行うために必要な算定基準等を検討するための算定基準部会と過払額の返還請求業務等を行う事案に応じて設置された部会とする。

3 会議及び部会の細部については付紙1、付紙2に定める。

第4章 特別調査

（特別調査の事務）

第6条 事案に応じて設定された部会の責任者（以下「責任者」という。）は、事案対象会社（下請負者を含む。「以下同じ」）に対する特別調査に関する事務を行うものとする。

（特別調査実施要領）

第7条 責任者は、特別調査の実施に当たり特別調査の実施要領について、過払処理会議に報告するものとする。

2 責任者は、特別調査の実施に当たって、他の機関の協力が必要な場合には、その旨を長官官房審議官に報告する。

3 長官官房審議官は、処理要領第6第3項に規定する他の機関の経理担当部長等に協力を依頼するものとする。

4 特別調査の実施に当たって、他の機関の経理担当部長等から長官官房審議官に協力の依頼があった場合には、その旨を関係の担当官に通知するものとし、通知を受けた担当官は、依頼のあった機関等に協力するものとする。

(特別調査の実施)

第8条 特別調査の実施に当たり、担当官は、事案対象会社に対して、文書により通知を行うものとする。

第5章 過払額の算定

(過払額の算定)

第9条 責任者は、特別調査において過払額が発生していると認められた場合は、過払額の算定を処理要領第7に定める方法により部会で行うものとする。

2 算定基準部会の責任者は、過払額の算定に関する統一的な方針、方法等（以下「算定基準等」という。）について検討するものとする。

3 責任者は前項の算定基準等に基づき過払額を算定するものとする。

4 過払額の算定期間は、特別調査の開始から原則として1年以内を目途とする。この場合において、過払額の算定に1年を超える期間を要するときは、責任者はその理由を明示の上、算定を完了する時期について長官の了解を得るものとする。

(過払額算定対象期間)

第10条 責任者は、次の各号に定める手続により過払額算定の対象期間を定めるものとする。

(1) 責任者は、防衛省における会計に関する書類等の保存期間を勘案した過払額算定の対象期間を過払処理会議へ付議するものとする。

(2) 責任者は、過払処理会議での付議の結果を踏まえて過払額算定の対象期間を決定するものとする。

(特異事例への対応)

第11条 責任者は、処理要領第7第2項から第7項までの規定により過払額の算定を行い難い場合、又は、処理要領第7第5項の規定により適用方法に疑義のある場合は、その旨を過払処理会議に付議するものとする。

(過払額の算定の報告)

第12条 責任者は、過払額の算定結果を過払処理会議へ報告するものとする。

第6章 対応処置

(返還請求)

第13条 当該事案に係る過払額の返還請求は、国の債権の管理等に関する法律（昭

和31年法律第114号。以下「債権管理法」という。)に基づいて行うものとする。

2 担当官及び歳入徴収官である長官官房会計官(以下「会計官」という。)は、返還請求の事務を行うものとする。

(債権管理事務の引継)

第14条 処理要領第9第2項に基づいて、会計官が他の機関の歳入徴収官から過払いに係る債権の債権管理事務を引き継ぐ場合又は他の機関の歳入徴収官に装備庁の過払いに係る債権管理事務を引継がせる場合は、円滑な事務の引継を行うよう努めるものとする。

(訴訟の手續)

第15条 会計官は、当該契約の相手方が損害賠償請求に応じない場合には、長官官房審議官に報告し、長官の了解を得た上で、債権管理法に基づき、訴訟に関し必要な手續を実施するものとする。

2 当該事案を担当する部会は、会計官を支援するものとする。

(特異事例への対応)

第16条 責任者及び担当官は、不法行為に基づく損害賠償請求権以外の請求権(不当利得若しくは債務不履行に基づく返還請求権又は違約金請求権をいう。)に基づき返還請求する場合は、次の各号に定める手續によるものとする。

(1) 責任者は、不法行為に基づく損害賠償請求権以外の請求権に基づき返還請求する場合は、その旨を過払処理会議に付議するものとする。

(2) 担当官は、過払処理会議での付議の結果を踏まえて、第13条の規定に基づく返還請求の手續を行うものとする。

(雑則)

第17条 この要領の施行の前に、「当面の過払事案処理要領に係る実施要領等について」(装本原管第405号、25.1.31)に基づきなされた措置であって、この要領に規定する措置に相当するものは、この要領に基づいてなされたものとみなす。

過払事案処理検討会議の設置について

(設置)

第1条 装備庁における調達業務において発生した過払事案の処理に際し、業務の適正性及び透明性確保の観点から、責任の所在の明確化、迅速かつ一元的な業務処理、情報の共有化、業務の個人集中の排除に配慮しつつ、今後の業務を円滑かつ的確に推進していくため、装備庁に過払事案処理検討会議（以下「過払処理会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 過払処理会議は、議長、委員及び事務局をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

(1) 議長 防衛装備庁長官

(2) 委員 長官官房審議官、調達管理部長、調達事業部長、調達総括官、総括航空調達官

(3) 事務局 長官官房総務官（以下「総務官」という。）、調達管理部調達企画課長及び調達管理部原価管理官

2 議長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者（調達管理部及び調達事業部の職員以外の者を含む。）の過払処理会議への参加を依頼し、意見を求めることができる。

3 議長は、必要に応じ、特別委員として外部有識者を招へいし、助言を求めることができるものとする。

(運営)

第3条 議長は、過払処理会議を開催し、その会務を総理する。

2 議長に事故があるとき又は議長が特に指示する場合は、長官官房審議官が議長の職務を行う。

3 事務局の者は、議長の命を受け、過払処理会議の運営の事務を処理する。

(部会)

第4条 議長は、過払処理会議の設置の目的を効率的に達成するため、必要と認める場合、事案に応じて部会を設置する。

2 部会は、過払処理会議に付議する事項に関し、あらかじめ調査審議を行う。

3 部会は、責任者、部会員及び幹事をもって組織するものとし、それぞれ議長が任命する。

4 部会の運営に関し必要な事項は、部会の責任者（以下「責任者」という。）が定める。

5 責任者は、部会の任務遂行の実施状況を、適時、議長及び委員に報告し、過払処理会議に審議すべき事項を付議するものとする。

6 責任者は、部会での検討結果を、担当官及び歳入徴収官に報告するものとする。

7 幹事は、責任者の命を受け、部会の運営に関する事務を処理する。

(審議事項)

第5条 過払処理会議は、前条に規定する部会の設置に関することを審議する。

2 過払処理会議は、部会から付議の手續が行われた事案を審議する。

(対外調整)

第6条 長官官房監察監査・評価官は、第4条の規定に基づき設置された部会が検討した過払事案処理に関し、必要に応じて、会計検査院との調整を行うものとする。

2 長官官房監察監査・評価官及び総務官は、第4条の規定に基づき設置された部会が検討した内容に関し、必要に応じて、法務省、財務省及びその他の関係機関との調整を行うものとする。

(庶務)

第7条 過払処理会議の庶務は、調達管理部調達企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、過払処理会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

過払事案処理検討会議に設置する部会について

(算定基準部会)

第1条 過払額の算定を適正かつ統一的行うために必要な算定基準等を検討するため、過払事案処理検討会議（以下「過払処理会議」という。）に算定基準部会を置く。

2 責任者は、調達管理部長とする。

3 部会員は、次に掲げる者及び過払処理会議議長が必要であると認める者をもって充てる。

長官官房総務官、長官官房会計官（以下「会計官」という。）、調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官及び調達管理部原価管理官付原価管理制度総括官

4 幹事は、調達管理部原価管理官とする。

(第20部会)

第2条 株式会社島津製作所からの過大請求により発生した過払額の返還業務遂行に当たり、過払額の算定、相手方との交渉及び訴訟に関する事務を円滑に実施するため、過払処理会議に第20部会を置く。

2 責任者は、調達事業部総括装備調達官(防衛省組織令（昭和29年政令第178号）第210条及び第211条の所掌に属する事項）とする。

3 部会員は、次に掲げる者をもって充てる。

会計官、調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部需品調達官付機械車両室長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長、調達事業部電子音響調達官付調達管理官、調達事業部需品調達官付調達管理官、調達事業部輸入調達官付調達管理官、会計官付支出班長、調達管理部調達企画課契約管理官、調達管理部原価管理官付原価管理制度総括官、調達管理部原価管理官付企業調査室長、調達管理部原価管理官付企業調査室システム評価・検査官、調達管理部原価管理官付企業調査室原価管理班長、調達事業部電子音響調達官付調達第2班長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室調達第1班長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室調達第2班長、調達事業部需品調達官付機械車両室調達第1班長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室調達第1班長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室調達第2班長

4 幹事は、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長とする。

(第21部会)

第3条 株式会社鶴見精機からの過大請求により発生した過払額の返還業務遂行に当

たり、過払額の算定、相手方との交渉及び訴訟に関する事務を円滑に実施するため、過払処理会議に第21部会を置く。

2 責任者は、調達事業部総括装備調達官（防衛省組織令（昭和29年政令第178号）第207条から第209条の所掌に属する事項）とする。

3 部会員は、次に掲げる者をもって充てる。

会計官、調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部艦船調達官、調達事業部電子音響調達官付調達管理官、調達事業部需品調達官付調達管理官、会計官付支出班長、調達管理部調達企画課契約管理官、調達管理部原価管理官付原価管理制度総括官、調達管理部原価管理官付企業調査室長、調達管理部原価管理官付企業調査室システム評価・検査官、調達管理部原価管理官付企業調査室原価管理班長、調達事業部電子音響調達官付調達第1班長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室調達第3班長、調達事業部艦船調達官付調達第2班長、調達事業部艦船調達官付調達第3班長

4 幹事は、調達事業部艦船調達官とする。

（第22部会）

第4条 株式会社ネットコムセックからの過大請求により発生した過払額の返還業務遂行に当たり、過払額の算定、相手方との交渉及び訴訟に関する事務を円滑に実施するため、過払処理会議に第22部会を置く。

2 責任者は、調達事業部総括装備調達官（防衛省組織令（昭和29年政令第178号）第207条から第209条の所掌に属する事項）とする。

3 部会員は、次に掲げる者をもって充てる。

会計官、調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室長、調達事業部電子音響調達官付調達管理官、調達事業部輸入調達官付調達管理官、会計官付支出班長、調達管理部調達企画課契約管理官、調達管理部原価管理官付原価管理制度総括官、調達管理部原価管理官付企業調査室長、調達管理部原価管理官付企業調査室システム評価・検査官、調達管理部原価管理官付企業調査室原価管理班長、調達事業部電子音響調達官付調達第1班長、調達事業部電子音響調達官付調達第2班長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室調達第1班長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室調達第2班長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室調達第3班長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室調達第4班長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室調達第2班長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室調達第3班長

4 幹事は、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長とする。

(第23部会)

第5条 日本航空電子工業株式会社からの過大請求により発生した過払額の返還業務遂行に当たり、過払額の算定、相手方との交渉及び訴訟に関する事務を円滑に実施するため、過払処理会議に第23部会を置く。

2 責任者は、調達事業部総括装備調達官(防衛省組織令(昭和29年政令第178号)第210条及び第211条の所掌に属する事項)とする。

3 部会員は、次に掲げる者をもって充てる。

会計官、調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長、調達事業部航空機調達官、調達管理部調達企画課契約管理官、調達管理部原価管理官付原価管理制度総括官、調達管理部原価管理官付企業調査室長、調達事業部電子音響調達官付調達管理官、調達事業部輸入調達官付調達管理官、会計官付支出班長、調達管理部原価管理官付企業調査室システム評価・検査官、調達管理部原価管理官付企業調査室原価管理班長、調達事業部電子音響調達官付調達第1班長、調達事業部電子音響調達官付調達第2班長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室調達第2班長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室調達第1班長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室調達第2班長、調達事業部航空機調達官付調達第1班長、調達事業部航空機調達官付調達第2班長、調達事業部航空機調達官付調達第3班長

4 幹事は、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長とする。

(第24部会)

第6条 古野電気株式会社からの過大請求により発生した過払額の返還業務遂行に当たり、過払額の算定、相手方との交渉及び訴訟に関する事務を円滑に実施するため、過払処理会議に第24部会を置く。

2 責任者は、調達事業部総括装備調達官(防衛省組織令(昭和29年政令第178号)第207条から第209条の所掌に属する事項)とする。

3 部会員は、次に掲げる者をもって充てる。

会計官、調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部艦船調達官、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長、調達管理部調達企画課契約管理官、調達管理部原価管理官付原価管理制度総括官、調達管理部原価管理官付企業調査室長、調達事業部電子音響調達官付調達管理官、調達事業部部品調達官付調達管理官、調達事業部輸入調達官付調達管理官、会計官付支出班長、調達管理部原価管理官付企業調査室システム評価・検査官、調達管理部原価管理官付企業調査室原価管理班長、調達事業部電子音響調達官付調達第1班長、調達事業部電子音響調達官付調達第2班長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室調達第3班長、調達事業部電子音響

調達官付通信電気室調達第4班長、調達事業部艦船調達官付調達第2班長、調達事業部艦船調達官付調達第3班長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室調達第1班長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室調達第2班長

4 幹事は、調達事業部電子音響調達官とする。

(第25部会)

第7条 東京航空計器株式会社からの過大請求により発生した過払額の返還業務遂行に当たり、過払額の算定、相手方との交渉及び訴訟に関する事務を円滑に実施するため、過払処理会議に第25部会を置く。

2 責任者は、調達事業部総括装備調達官(防衛省組織令(昭和29年政令第178号)第210条及び第211条の所掌に属する事項)とする。

3 部会員は、次に掲げる者をもって充てる。

会計官、調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官、調達事業部需品調達官、調達事業部需品調達官付機械車両室長、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長、調達事業部艦船調達官、調達事業部航空機調達官、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長、会計官付支出班長、調達管理部調達企画課契約管理官、調達管理部原価管理官付原価管理制度総括官、調達管理部原価管理官付企業調査室長、調達管理部原価管理官付企業調査室システム評価・検査官、調達管理部原価管理官付企業調査室原価管理班長、調達事業部需品調達官付調達管理官、調達事業部需品調達官付調達第2班長、調達事業部需品調達官付機械車両室調達第2班長、調達事業部需品調達官付機械車両室調達第3班長、調達事業部武器調達官付調達第1班長、調達事業部武器調達官付調達第2班長、調達事業部電子音響調達官付調達管理官、調達事業部電子音響調達官付調達第1班長、調達事業部電子音響調達官付調達第2班長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室調達第1班長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室調達第2班長、調達事業部艦船調達官付調達第2班長、調達事業部艦船調達官付調達第3班長、調達事業部航空機調達官付調達管理官、調達事業部航空機調達官付調達第1班長、調達事業部航空機調達官付調達第2班長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室調達第1班長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室調達第2班長

4 幹事は、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長とする。

(第26部会)

第8条 KYB株式会社からの過大請求により発生した過払額の返還業務遂行に当たり、過払額の算定、相手方との交渉及び訴訟に関する事務を円滑に実施するため、過払処理会議に第26部会を置く。

2 責任者は、調達事業部総括装備調達官(防衛省組織令(昭和29年政令第178号)第210条及び第211条の所掌に属する事項)とする。

3 部会員は、次に掲げる者をもって充てる。

会計官、会計官付支出班長、調達管理部調達企画課長、調達管理部調達企画課契約管理官、調達管理部原価管理官、調達管理部原価管理官付原価管理制度総括官、調達管理部原価管理官付企業調査室長、調達管理部原価管理官付企業調査室システム評価・検査官、調達管理部原価管理官付企業調査室原価管理班長、調達事業部需品調達官付調達管理官、調達事業部需品調達官付機械車両室長、調達事業部需品調達官付機械車両室調達第2班長、調達事業部需品調達官付機械車両室調達第3班長、調達事業部電子音響調達官、調達事業部電子音響調達官付調達管理官、調達事業部電子音響調達官付調達第2班長、調達事業部電子音響調達官付調達第3班長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室調達第1班長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室調達第2班長、調達事業部輸入調達官付調達管理官、調達事業部航空機調達官、調達事業部航空機調達官付調達第1班長、調達事業部航空機調達官付調達第2班長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室調達第1班長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室調達第2班長

4 幹事は、調達事業部航空機調達官とする。

(第27部会)

第9条 住友精密工業株式会社からの過大請求により発生した過払額の返還業務遂行に当たり、過払額の算定、相手方との交渉及び訴訟に関する事務を円滑に実施するため、過払処理会議に第27部会を置く。

2 責任者は、調達事業部総括装備調達官（防衛省組織令（昭和29年政令第178号）第210条及び第211条の所掌に属する事項）とする。

3 部会員は、次に掲げる者をもって充てる。

会計官、会計官付支出班長、調達管理部調達企画課長、調達管理部調達企画課契約管理官、調達管理部原価管理官、調達管理部原価管理官付原価管理制度総括官、調達管理部原価管理官付企業調査室長、調達管理部原価管理官付企業調査室システム評価・検査官、調達管理部原価管理官付企業調査室原価管理班長、調達事業部需品調達官付調達管理官、調達事業部武器調達官、調達事業部武器調達官付調達第1班長、調達事業部武器調達官付調達第2班長、調達事業部電子音響調達官、調達事業部電子音響調達官付調達管理官、調達事業部電子音響調達官付調達第2班長、調達事業部電子音響調達官付調達第3班長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室調達第1班長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室調達第2班長、調達事業部艦船調達官付調達第2班長、調達事業部艦船調達官付調達第3班長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長調達第4班長、調達事業部輸入調達官付調達管理官、調達事業部航空機調達官、調達事業部航空機調達官付調達第1班長、調達事業部航空機調達官付調達第2班長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器

材室長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室調達第1班長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室調達第2班長

4 幹事は、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長とする。

(第28部会)

第10条 株式会社昌新からの過大請求により発生した過払額の返還業務遂行に当たり、過払額の算定、相手方との交渉及び訴訟に関する事務を円滑に実施するため、過払処理会議に第28部会を置く。

2 責任者は、調達事業部総括装備調達官（防衛省組織令（昭和29年政令第178号）第210条及び第211条の所掌に属する事項）とする。

3 部会員は、次に掲げる者をもって充てる。

会計官、会計官付支出班長、調達管理部調達企画課長、調達管理部調達企画課契約管理官、調達管理部原価管理官、調達管理部原価管理官付原価管理制度総括官、調達管理部原価管理官付企業調査室長、調達管理部原価管理官付企業調査室システム評価・検査官、調達管理部原価管理官付企業調査室原価管理班長、調達事業部部品調達官付調達管理官、調達事業部武器調達官、調達事業部武器調達官付調達第1班長、調達事業部武器調達官付調達第2班長、調達事業部電子音響調達官、調達事業部電子音響調達官付調達管理官、調達事業部電子音響調達官付調達第2班長、調達事業部電子音響調達官付調達第3班長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室調達第1班長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室調達第2班長、調達事業部艦船調達官、調達事業部艦船調達官付調達第2班長、調達事業部艦船調達官付調達第3班長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室調達第3班長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室調達第4班長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室調達第2班長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室調達第3班長、調達事業部航空機調達官、調達事業部航空機調達官付調達第1班長、調達事業部航空機調達官付調達第2班長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室調達第1班長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室調達第2班長、調達事業部輸入調達官、調達事業部輸入調達官付調達管理官及び調達事業部輸入調達官付補佐

4 幹事は、調達事業部航空機調達官とする。